

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長
(公 印 省 略)

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の
規格基準の一部を改正する件について (通知)

このことについて、令和 2 年 12 月 4 日付け生食発 1204 第 5 号により、厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願
います。

なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）の器具若しく
は容器包装又はこれらの原材料（以下「容器包装等」という。）については、乳及び乳製品
の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）及び
食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）
の両方に規格基準が定められていた。

今般、食品用器具及び容器包装についてポジティブリスト制度が導入され、乳等の容器
包装等についても、当該制度で管理されることとなったため、乳等省令に定められていた
乳等の容器包装等の規格基準を、規格基準告示に移行し一元化するための改正を行ったも
の。

なお、規格値及び用語の定義の変更は伴わない。

2 改正の主な内容

(1) 乳等省令第 1 条及び第 3 条中の容器包装等の規格基準に関する記載並びに別表の三
乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準の部（以下
「別表の三の規格及び基準」という。）を削除した。

(2) 規格基準告示第 3 器具及び容器包装の部 E 器具又は容器包装の用途別規格の項（以下
「用途別規格」という。）に、乳等省令別表の三の規格及び基準の規定内容を、一部修
正の上、規定した。

（乳等省令に規定された容器包装以外の容器包装を使用しようとする者は、厚生労働大
臣の承認を受けなければならない旨定めた規定について、ポジティブリスト制度の導
入に伴い削除したこと等）

3 施行期日及び適用期日

公布日及び告示日からとする。

4 運用上の注意

今般、用途別規格第4号(1)及び(2)に規定される乳等については、規格基準告示別表第1第1表(1)及び(2)における食品区分欄の乳・乳製品とは定義が異なる。

同表における食品区分欄の乳・乳製品の定義については、令和2年5月1日付け生食発0501第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について」の記の第4の1のロ(2)を参照されたい。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係 (課長) 吉田 徹也 (担当) 小池 允雅 電 話 026-235-7155(直通) F A X 026-232-7288 E -mail shokusei@pref.nagano.lg.jp
--